

手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた 金融界の取組状況について



一般社団法人
全国銀行協会

本日のテーマ

1

自主行動計画および抜本的な取組み等について

2

金融界の対応等について

3

その他、電子化・効率化に向けた取組み

本日のテーマ

1

自主行動計画および抜本的な取組み等について

2

金融界の対応等について

3

その他、電子化・効率化に向けた取組み

全銀協の自主行動計画および政府方針

2021年7月19日制定 全銀協「手形・小切手機能の全面的な電子化に向けた自主行動計画」（直近改定日：2025年3月26日）

2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする

2021年6月18日閣議決定 成長戦略実行計画

本年夏を目途に、産業界及び金融界による自主行動計画の策定を求めることで、5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する。
まずは、下請代金の支払に係る約束手形の支払サイトについて60日以内への短縮化を推進する。さらに、小切手の全面的な電子化を図る。

2023年6月16日閣議決定 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版

約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行う。

2023年6月9日閣議決定 デジタル社会の実現に向けた重点計画

決済については、法人インターネットバンキングの利用促進や手形・小切手の電子化に向けた取組を通じて企業間決済のデジタル化の着実な進展を図りつつ、（中略）関係事業者による取組を後押しする。

2024年11月22日閣議決定 国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策

約束手形・電子記録債権等の支払サイトの短縮・現金払い化、2026年の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する

2025年3月11日閣議決定 「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案」

（下請法の）対象取引において手形払を禁止する

手形・小切手の電子化（廃止）について

- 手形・小切手の電子化（廃止）とは、手形（約束手形・為替手形）と小切手をそれぞれ代替となる電子的な決済手段の **電子記録債権（でんさい等）とインターネットバンキングによる振込**に移行することを指す。
- 手形・小切手の電子化の効果として、①事務負担軽減、②コスト削減、③リスク低減、④場所を選ばず利用可能、⑤資金繰り円滑化、といったメリットがある。

手形・小切手の電子化の方法

手形（約束手形・為替手形）



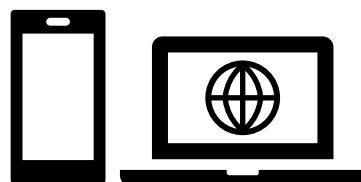
電子記録債権 （でんさい等）



小切手



インターネットバンキング （IB）による振込



手形・小切手の電子化の効果

① 事務負担軽減 （以下の対応が不要）

- ✓ 現物管理
- ✓ 手書き・ゴム印
- ✓ 印紙、押印、発送

② コスト削減 （以下の費用が不要）

- ✓ 郵送料
- ✓ 印紙代（手形のみ）
- ✓ 取立手数料

③ リスク低減 （以下の心配を軽減）

- ✓ 紛失・盗難・災害

④ 場所を選ばず 利用可能

- ✓ いつでも・どこでも
非対面の決済取引

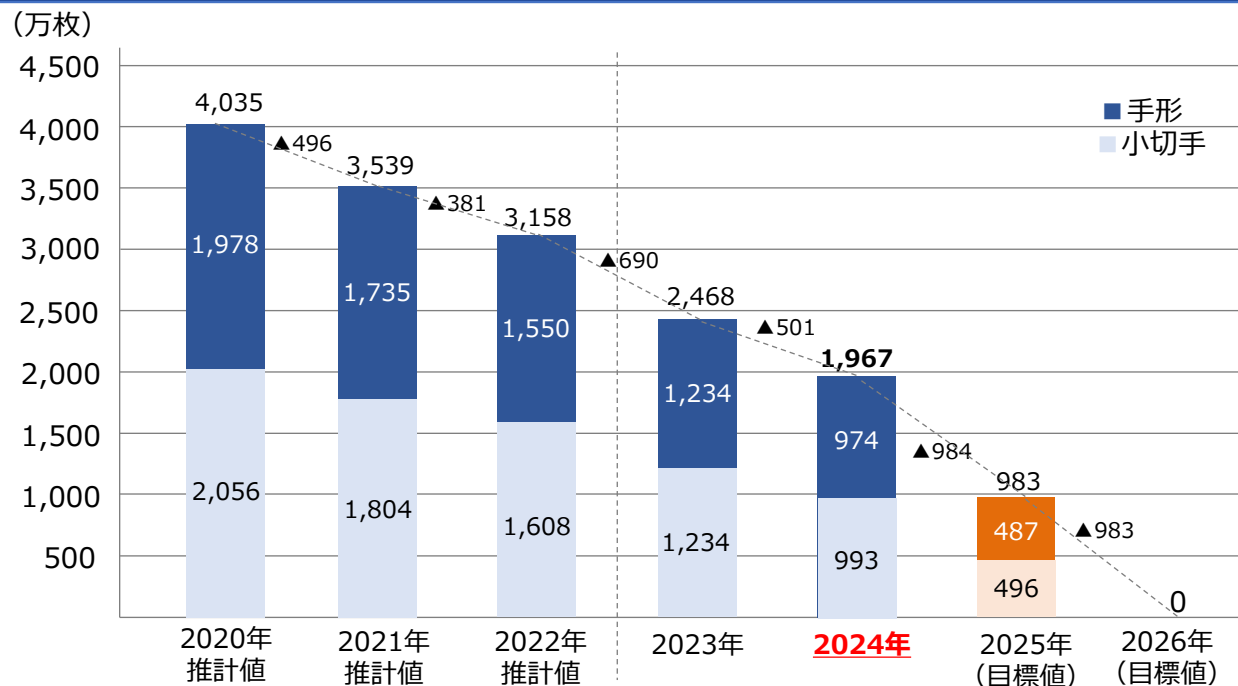
⑤ 資金繰り円滑化

- ✓ 支払期日に資金化
- ✓ 必要な分だけ分割
（でんさいのみ）

足元の手形・小切手の交換枚数の状況

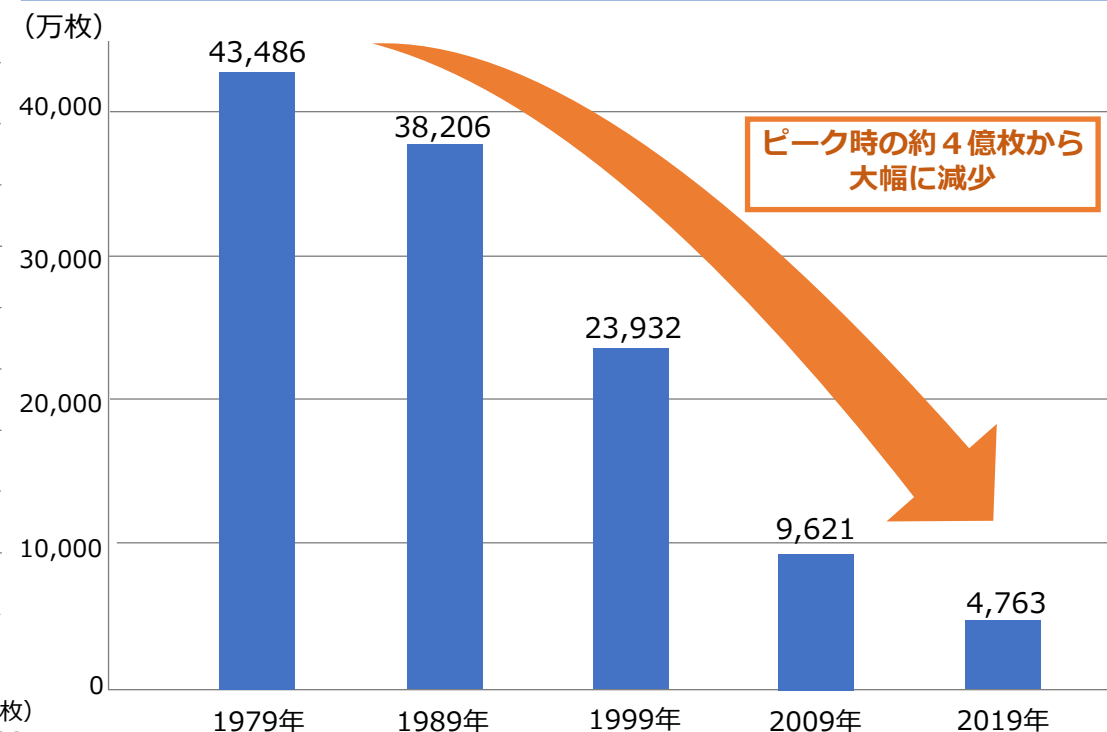
- 電子交換所における**2024年の交換枚数は1,967万枚**（手形974万枚+小切手993万枚）。
2026年度末までにゼロにするためには、**毎年984万枚（手形487万枚+小切手497万枚）減らしていく必要**。
- 手形・小切手等の交換枚数はピーク時の約4億枚（1979年）から大幅に減少（2024年比で20分の1）

電子交換所における手形・小切手の交換枚数の状況



※2020年～2022年推計値は、各年の全国手形交換枚数（2020年:4,091万枚、2021年:3,588万枚、2022年:3,203万枚）、2018年のアンケート（自行交換比率（手形21%、小切手26%））、電子交換所における行内交換を除いた2023年の手形・小切手の割合（38.2%、37.2%）をもとに推計

(参考) 全国手形交換所における手形・小切手等の交換枚数



※手形・小切手以外の証券（其他証券）を含み、行内交換を除く

中間的な評価（2025年3月実施）

- 政府の方針の下、関係者一体で電子化に向けた取組みを進め、手形・小切手の交換枚数は2020年から2024年にかけて2,068万枚を削減
- しかし、電子交換所における手形・小切手の交換枚数は2024年時点で依然1,967万枚。同年の年間削減枚数は（旧）目標値822万枚対比61%の501万枚に留まった。また、足許の削減ペースが続いた場合、2026年度末時点の交換枚数は月間78万枚残る試算
- 一定の成果は見られるが、これまでの取組みだけでは目標の達成は困難と評価 ⇒ これまでの取組みに加えて、抜本的な取組みを行う必要あり**

これまでの全面的な電子化に向けた関係者の取組状況の評価

関係者一体で電子化に向けた取組みを実施

一定の成果は見られるが、
電子交換所における手形・小切手の交換枚数を踏まえると、
これまでの取組みだけでは**目標の達成は困難**

抜本的な取組みを行う必要あり

関係者の取組み

政府・関係省庁	✓	産業界・金融界の取組みをフォローアップ、下請法改正の動き
産業界	✓	企業向け説明会の開催、業界団体による自主行動計画策定等
全銀協	✓	企業に対する周知・広報活動や、金融機関の取組みを後押しするための情報提供
金融機関	✓	企業に対する周知・広報活動や、商品・サービス及び手数料の見直し等
でんさいネット	✓	でんさいの利便性改善、でんさいライトの提供開始等

足許の手形・小切手の交換枚数等

交換枚数	✓	電子交換所における2024年の手形・小切手の交換枚数は1,967万枚
削減枚数	✓	2024年の削減枚数は501万枚/年。（旧）目標値822万枚/年の61%に留まり、2023年実績の690万枚/年からも鈍化
試算	✓	足許の削減ペースが続いた場合、2026年度末時点で78万枚/月の手形・小切手が残る試算

抜本的な取組み - 方針 -

- これまでの取組みだけでは目標の達成は困難。全銀協として抜本的な取組みを行う

◆ 具体的には、

- **2027年度初から電子交換所における手形・小切手の交換を廃止する**

- ✓ 目標達成時期に合わせて交換を廃止することで、関係者における電子化の取り組みを一層後押しする

◆ なお、

- **電子交換所システムの更改は行わない**

- ✓ 手形・小切手以外の証券についても電子化・削減を進め、わが国の生産性向上、コスト削減を図る

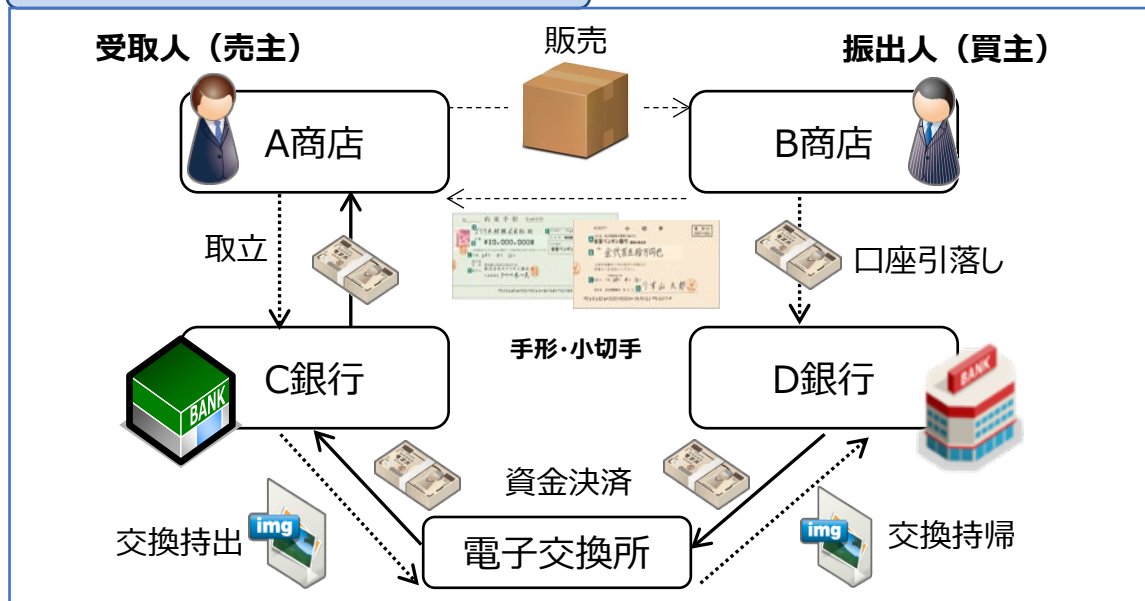
抜本的な取組み - 主な論点 -

2027年度初から電子交換所における手形・小切手の交換を廃止する

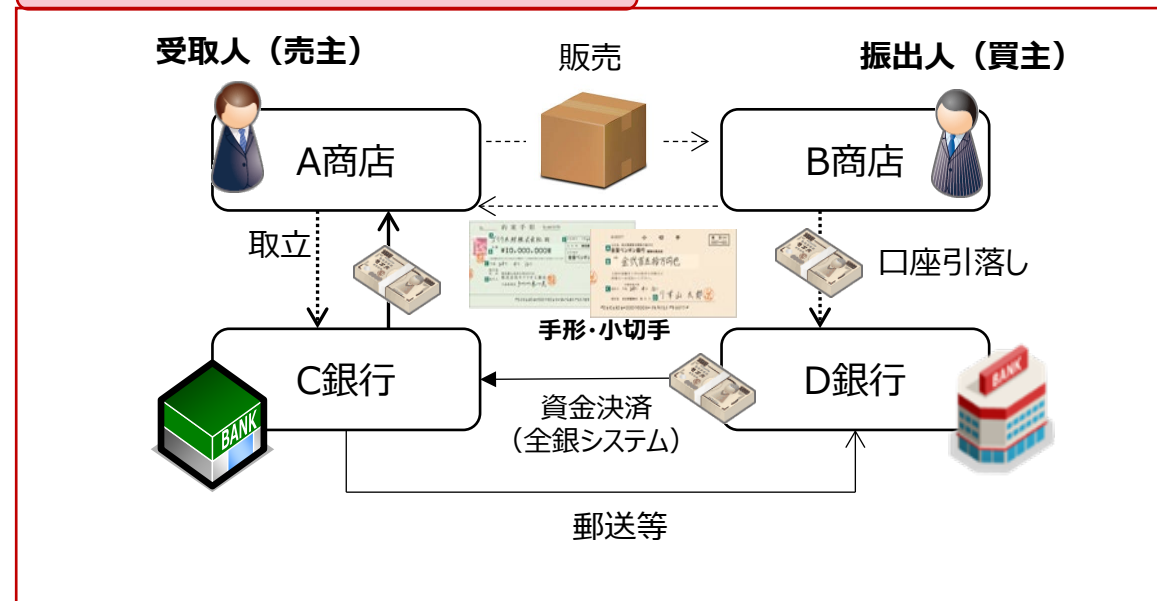
- ✓ 手形・小切手の取り扱いを継続する場合、電子交換所を介さない郵送等による相対決済（個別取立等）を行う必要がある
- ✓ 電子交換所における取引停止処分制度が利用できなくなる。但し、同様の制度はでんさいにて利用可能

※2027年度初から手形・小切手が使用できなくなるものではない。ただし、2027年度初からは電子交換所を介さない決済となることから、各金融機関において郵送等による相対決済（個別取立等）を行う必要があるため、**金融機関の判断により、手形・小切手の取扱い等が変更となる可能性がある。**

Before : 電子交換所で決済



After : 郵送等で相対決済



1	自主行動計画および抜本的な取組み等について
2	金融界の対応等について
3	その他、電子化・効率化に向けた取組み

手形の利用意向調査結果

手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会資料より
(全銀協ウェブサイトにて2023年6月30日公表)

- ・ **手形は、振出側の8割・受取側の9割が「やめたい」意向**。「やめたくない」意向の利用者は振出側 2 割・受取側 1 割。
やめたくない理由は、「慣習・経理事務変更への抵抗感」「やめる必要性を感じない」等。

振出

やめたい	5割	(コストや手間が主な理由)	
	3割	・受取側が手形による支払いを希望 ・電子記録債権にしたいが受取側が利用していない	複数回答可 5割 4割
	2割	・経理事務を変更することに抵抗がある ・手形での支払いをやめる必要性を感じない ・電子記録債権よりトータルの費用が安い	複数回答可 6割 4割 3割

受取

やめたい	5割	(コスト、サイト(資金繰り)、不渡リスクが主な理由)	
	4割	・振出側が手形による支払いを希望 ・電子記録債権にしたいが振出側が利用していない	複数回答可 7割 3割
	1割	・自社の慣習、経営層の考え方 ・手形での受取をやめる必要性を感じない ・裏書譲渡ができる 電子記録債権も譲渡可能 ・経理事務を変更することに抵抗がある	複数回答可 2割 6割 3割 3割

小切手の利用意向調査結果

手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会資料より
(全銀協ウェブサイトにて2023年6月30日公表)

- ・ **小切手は、振出側の6割・受取側の8割が「やめたい」意向**。「やめたくない」意向の利用者は振出側4割・受取側2割。
やめたくない理由は、「セキュリティや資金繰りが不安」「紙の方が手間がかからない・安い」等。

振出

やめたい	3割	(コストや手間が主な理由)	
やめたいが、い	3割	・受取側が小切手による支払いを希望	複数回答可 6割
		・受取側が商品・サービスの受取と同時の支払いを希望	3割
		・電子的決済サービスのセキュリティが不安	3割
やめたくない	4割	実際は小切手の方が業務プロセス数は多い	複数回答可
		・振込等と比べて手間がかからない	6割
		・多額の現金の取扱いが不要 振込も同様	6割
		・電子的決済サービスよりトータルの費用が安い	6割

受取

やめたい	3割	(コストや手間、(振込と比較して)資金化に時間がかかることが主な理由)	
やめたいが、い	5割	・振出側が小切手による支払いを希望	複数回答可 9割
		・振出側が商品・サービスの受取と同時の支払いを希望	1割
やめたくない	2割	・商品・サービスの引渡しと同時に支払いを受けられる	複数回答可 5割
		・多額または端数の現金の取扱いが不要 振込も同様	5割
		・(手形と比較して)短期間で資金化が可能	5割

手形・小切手機能の「全面的な電子化」に関する検討会資料より
(全銀協ウェブサイトにて2023年6月30日公表)

金融機関における取組み事例

■ 周知強化、 ■ 導入支援・利便性向上、 ■ 経済効果拡大

	手形・小切手共通の取組み	手形固有の取組み	小切手固有の取組み
都銀業態	■ <u>全面的電子化を含む業務効率化に関するディスカッション資料作成、活用</u> ■ 振込手数料等見直し ■ 手形・小切手帳発行手数料見直し	■ ■ でんさい未導入先のDX支援 ■ <u>EB専門の関連子会社によるでんさい導入・操作サポート</u> ■ <u>でんさいサポートデスク活用</u>	■ <u>EB専門の関連子会社によるIB導入・操作サポート</u> ■ <u>EBヘルプデスク活用</u>
地銀業態	■ 全当座預金先への電子化周知 ■ 振込手数料等見直し ■ 手形・小切手帳発行手数料見直し	■ でんさいネットセミナー周知	■ <u>専担者によるIB導入・操作サポート</u> ■ ■ <u>簡易版法人IB(月額利用料無料)提供</u> ■ <u>法人IB手数料無料キャンペーン実施</u>
第二地銀業態	■ 手形・小切手利用先への電子化チラシ配布、提案 ■ 振込手数料等見直し ■ 手形・小切手帳発行手数料見直し	■ でんさいネットセミナー周知	■ 各種提案時・契約時等のタッチポイントを活用して法人IBを紹介 ■ <u>法人IBサポートデスク活用</u> ■ <u>法人IB手数料無料キャンペーン実施</u>
信用金庫業態	■ 振込手数料等見直し ■ 手形・小切手帳発行手数料見直し	■ ■ <u>顧客向けでんさい説明会実施、要望先の個別訪問サポート</u> ■ <u>でんさいサポートデスク活用</u> ■ <u>でんさい手数料無料キャンペーン実施</u>	■ 各種提案時・契約時等のタッチポイントを活用して法人IBを紹介 ■ <u>法人IBサポートデスク活用</u>
信用組合業態	■ 振込手数料等見直し ■ 手形・小切手帳発行手数料見直し ■ 当座預金口座開設手数料見直し	■ でんさいネットセミナー周知	■ 法人IB未稼働先への声掛け ■ <u>法人IB手数料見直し</u> ■ <u>法人IB手数料無料キャンペーン実施</u>

金融機関における全面電子化に向けた施策

- **2024年以降、3メガバンク等の一部の銀行では、政府方針等を踏まえ、手形帳・小切手帳の発行終了予定の他、手形・小切手の振出期限の設定や他行が支払地となる手形・小切手の預金入金扱い受付停止をウェブサイト公表。**
(ウェブサイト等の報道ベースで当協会が把握している銀行を掲載)
- また、**新規の当座預金口座開設の停止または新規開設時における手形・小切手の発行停止、2027年4月以降の期日管理を伴う手形・小切手の取立受付の停止といった取組みを進めている金融機関が複数確認**されている。

各銀行のウェブサイトのニュースリリース（一部抜粋）

（三菱UFJ銀行）

手形・小切手の発行受付終了
受付終了日：2025年9月30日（火）
2025年9月30日（火）をもって、ご利用中の当座勘定を対象に手形・小切手の発行受付を終了します。
また、お客さまにご指定をいただいた内容にて加刷した手形・小切手（事前加刷手形・小切手）についても、2025年3月31日（月）をもって、発行受付を終了します。
対象となる当座勘定から現金入金が必要となる場合は、当座キャッシュカードをお申し込みのうえ、ご利用ください。なお、払戻請求書でもご対応いただけるようにする予定です（当行所定の本人確認資料の提示等の手続きを求めている場合がございます）。詳細は、後日ホームページにてご案内します。
※ 2024年1月4日（木）以降に開設した当座勘定は、手形・小切手の発行受付を行っておりません。
他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付終了
受付終了日：2026年3月31日（火）
2026年3月31日（火）をもって、他行を支払地とする手形・小切手の預金入金を終了します。
※ 入金先の口座は、当座勘定の他、普通預金、定期預金等各種預金を含みます。
③ 手形・小切手の最終振出期限
振出期限：2026年9月30日（水）
手形・小切手の最終振出期限を、2026年9月30日（水）とします。 最終期限以降に振出された手形・小切手は、当座勘定からの支払ができません。

https://www.bk.mufg.jp/info/tegata_kogitte_denshika.html
https://www.bk.mufg.jp/info/tegata_kogitte_denshika2.html

（三井住友銀行）

手形・小切手帳の発行を終了します
2025年9月30日（火）をもって、手形・小切手帳の発行申込の受付を終了します。
手形・小切手の振出期限を設定します
※ 当座勘定からの支払を目的とした手形・小切手の振出期限を2026年9月30日（水）とします。期限以降に振出された手形・小切手は、当座勘定からの支払ができません。
※ 2019年10月～2024年9月に発行より販売した未使用の手形・小切手については、今後、一定の条件を満たすものはご希望に応じて買戻しする予定です。買戻しについての詳細は、2025年3月を目途にホームページにてご案内します。
他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付終了
2026年9月30日（水）をもって、他行を支払地とする手形・小切手の預金入金を終了します。

https://www.smbc.co.jp/notice/202409_kinri.html
https://www.smbc.co.jp/notice/20250328_kinri.html

（みずほ銀行）

NEWS RELEASE
2025年2月28日 株式会社みずほ銀行
企業のDX支援に向けた〈みずほ〉の取り組みについて ～手形・小切手の全面的な電子化に伴う当座勘定の商品性改定について～
株式会社みずほ銀行（頭取：加藤 博彦、以下「みずほ銀行」）は、全国銀行協会が策定する自主行動計画に基づき、これまで商品性改定等 ^{※1} を行うことで手形・小切手の全面的な電子化を推進しておりますが、このたび、新たに当座勘定からの支払いを目的とした手形・小切手の振出期限を2026年9月30日（水）とすることといたしました。
2024年11月以降、下請法上の運用基準が変更され、サイトが60日を超える約束手形や電子記録債権の交付、一括決済方式による支払いは行政指導の対象となる等、企業間の取引適正化に向けた約束手形利用廃止への要請は今後も一層高まる見通しです。 また、多くの金融機関が、2027年4月以降を期日とする手形の取立受付停止や他行支払地となる手形・小切手の入金扱い受付停止を発表しており、将来的に手形・小切手を受け取る企業の手形・小切手の資金化をする手間や負担が増加することや、資金化が困難となることで企業活動に影響を与えることが想定されます。
これらを踏まえ、今般、当座勘定からの支払いを目的とした手形・小切手の振出期限を2026年9月30日（水）とすることとしました。期限以降に振出された手形・小切手は、当座勘定からの支払いができなくなります。 手形・小切手を振り出されているお客さまや手形・小切手を受け取られているお客さまは、お取引先と支払方法の変更について早期にご相談のうえ、代替手段への切り替えを検討いただきますよう、お願いいたします。
なお、2022年8月～2025年3月にみずほ銀行より販売した未使用の約束手形・小切手は、一定の条件を満たすものにつき、ご希望に応じて買い戻しすることを検討しております。買い戻しについての詳細は、2025年9月をめどにウェブサイトにてご案内いたします。
今後も〈みずほ〉は、手形・小切手の全面的な電子化を含め、お客さまのDXならびに円滑な企業間取引の実現に向けた取り組みを推進してまいります。

商品・サービス	取り扱い みずほ銀行	取り扱い 他銀行	商品性改定等の内容	改定日
当座勘定、代金取立、手形・小切手等	○	○	2024年1月以降に当座勘定を新規で開設したお客さまに対する紙の手形・小切手の発行停止	改定済 (2024年1月4日)
	○	○	2027年4月以降を期日とする手形・小切手等の代金取立の受付停止	改定済 (2024年1月4日)
	○	○	2023年12月以前に当座勘定を開設済みのお客さまに対する紙の手形・小切手の発行停止	2026年4月1日
	○	○	他行が支払地となる手形・小切手の預金入金扱い受付停止 ^{※1}	2026年4月1日
銀行振出小切手	○	○	発行停止(現金入金扱いに継続)	2026年4月1日
手形割引 ^{※2}	○	○	2027年4月以降を期日とする紙の手形割引の新規受付停止 (下記信用保証協会保証付も同様)	2024年10月1日
信用保証協会保証付手形割引(個別保証) ^{※3}	○	○	2026年3月1日以降の信用保証協会への新規保証申込停止	2024年10月1日
信用保証協会保証付手形割引(個別保証) ^{※3}	○	○	2027年4月以降を期日とする手形割引の新規受付停止 (帳簿内実行を含む。下記信用保証協会保証付も同様)	2024年10月1日
手形貸付	○	○	2027年4月以降を期日とする手形貸付の新規実行停止	2024年10月1日
信用保証協会保証付手形貸付(個別保証)	○	○	2025年3月1日以降の信用保証協会への新規保証申込停止	2024年10月1日
信用保証協会保証付手形貸付(個別保証)	○	○	2026年3月1日以降の信用保証協会への新規保証申込停止	2024年10月1日
手形・小切手用紙発行サービス ^{※2}	○	○	お取り扱い終了	2025年4月1日
支払無担保貸付手形割引	○	○	お取り扱い終了	2025年10月1日
パーソナルチェック	○	○	紙の手形・小切手の発行停止	2026年4月1日
手形家賃代行サービス	○	○	お取り扱い終了	2026年4月1日
手形一括管理サービス	○	○	お取り扱い終了	2026年10月1日
手形債権流動化	○	○	お取り扱い終了	2026年10月1日
手形債権委託	○	○	お取り扱い終了	2026年10月1日

※1 入金先の口座は、当座勘定の他、普通預金、定期預金等各種預金を含みます
※2 であるが、割引(信用保証協会保証付貸付を含む)については、引き続きサービスを提供いたします
※3 連続・加刷印等、特約な印刷方法で手形・小切手を発行するサービスです。(信用保証協会の承認を含む) 一時的な手形・小切手の発行とは異なりです

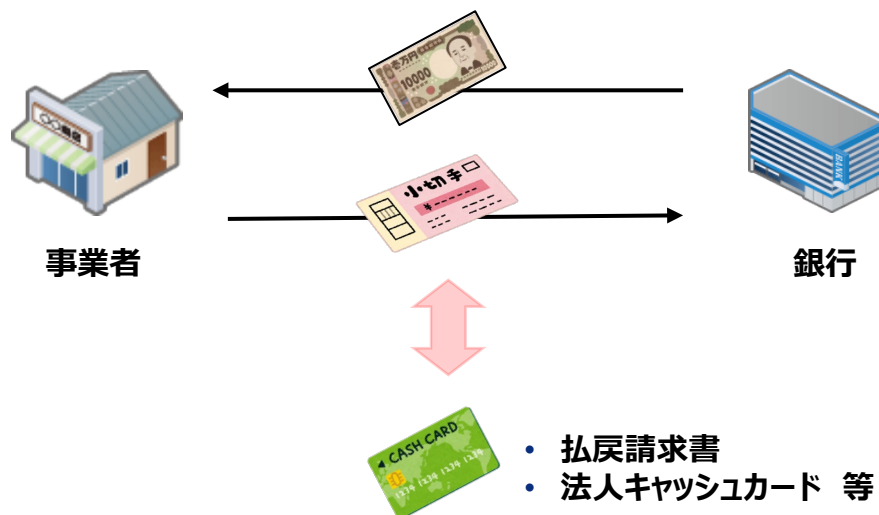
https://www.mizuuhobank.co.jp/release/pdf/20240906_release_jp.pdf

https://www.mizuuhobank.co.jp/release/pdf/20250228_3release_jp.pdf

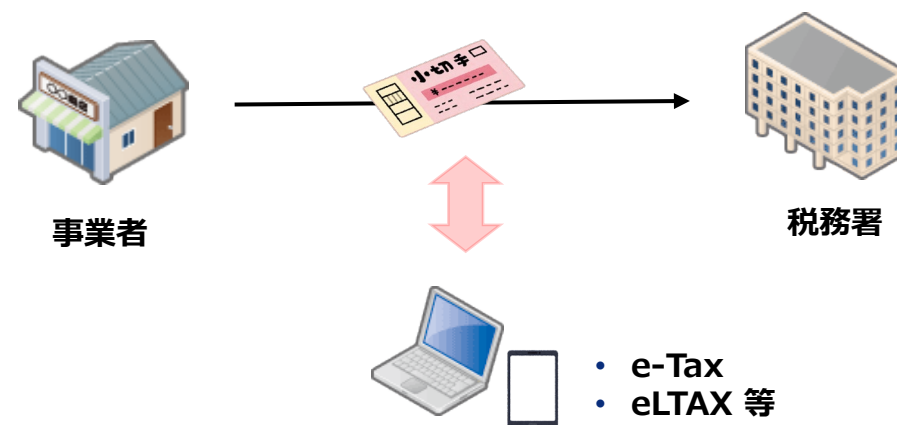
小切手による当座預金からの出金等について

- 小切手については、商取引に利用される他、当座預金からの出金や納税等のために利用されるため、電子交換所で交換される商取引の小切手を電子化したとしても、引き続き当座預金からの出金や納税のために小切手の利用が必要となるケースがある。
- 当座預金からの出金については、金融機関によっては、**小切手以外の方法（払戻請求書や法人キャッシュカード 等）によって、出金を可能とする施策を実施**（詳しくは取引金融機関にご確認ください）。
- また、納税においては、**e-TaxやeLTAX等による電子納付も可能**。小切手を利用せずに場所を選ばずにいつでも納付が可能。

当座預金からの出金



当座預金からの納税



全銀協における広報活動について

- 2024年度は、手形・小切手の利用が多いと思われる地域・業界に対して、新聞・業界誌/紙・会報誌・交通広告の他、手形・小切手を取り扱う経理担当者や経営層が購読する雑誌に広告を実施。加えて、YouTubeやTVerの動画配信サービスへの動画広告を実施。
- 企業向けオンラインセミナーを開催し、手形・小切手の電子化に関する説明を実施。
- その他、**政府が示した2026年の約束手形の利用廃止等の期限が迫っていること等を広く伝えられるよう、チラシおよび動画を作成。**

広報活動の概要

対象	広告媒体
手形・小切手の 利用が多いと思われる地域	- 各地域における新聞、雑誌 - 各地商工会議所発行の会報誌等 - 主要駅等での交通広告 (デジタルサイネージ)
手形・小切手の 利用が多いと思われる業界	建設業、製造業、卸・小売業、繊維、印刷業等の業界誌/紙
全国の中小企業経営者層等	- YouTube広告やTVer広告 - 経営者・経理部門向け雑誌広告等
その他 (手形・小切手の利用者向け)	- 企業向けオンラインセミナー - 企業向け説明会

新聞・雑誌広告の事例

**2026年の手形の
利用廃止** 小切手の
全面電子化へ

電子記録債権・振込への
切替えはお早めに!

政府は「約束手形・小切手の利用廃止」の方針を示しています。
これをもとに、産業界・金融界が連携して2026年までの手形・小切手の
利用廃止に向けた取組みを行っています。早期に電子的
決済サービス^(※)への移行をご検討ください。

電子化で負担のない取引へ!

紙の手形を電子記録債権^(※)で送り、紙の小切手をインターネットバンキングに
よる振込に実行することで、支払企業と受取企業の双方に以下のメリットがあります。

支払企業	受取企業
コスト削減 支払料 支払代 支払手数料	事務負担軽減 支払管理 支払書・伝票 支払記録
リスク低減 支払遅延 支払漏れ	資金繰りの円滑化 入金・振込の即時 入金・振込の記録

※ 電子記録債権(でんさい債)とインターネットバンキングによる振込

⇒ 詳細は取引金融機関にご相談ください。 JBA 一般社団法人 全国銀行協会

動画 (15秒、30秒)

紙の手形・小切手をお使いの皆様!

手形 小切手

**手形・小切手の
利用廃止はご存じですか?**

チラシ

**2026年の手形の
利用廃止** 小切手の
全面電子化へ

電子記録債権・
振込への
切替えはお早めに!

政府は「約束手形・小切手の利用廃止」の方針を示しています。これをもとに、産業界・金融界が
連携して2026年までの手形・小切手の利用廃止
に向けた取組みを行っています。早期に電子的
決済サービス^(※)への移行をご検討ください。

お早めに電子的決済サービスへ移行しましょう!

ポイント①	ポイント②	ポイント③
政府は約束手形・小切手の 利用廃止の方針 政府は、「約束手形・小切手の 利用廃止」の方針を示しています。 早期に電子的 決済サービス ^(※) への移行をご検討ください。	手形・小切手の 利用は毎年減少 手形・小切手の利用枚数は ピークを過ぎ、2026年の1に 減少しています。	電子的決済サービスの 利用は毎年増加 代金引当の1つであるでんさい の利用件数は年々増加して います。

※ 電子記録債権(でんさい債)とインターネットバンキングによる振込

金融庁 中小企業庁 日本商工会議所
JBA 一般社団法人 全国銀行協会 SHINKIN 信用金庫 信用組合

**手形・小切手を電子的決済サービスへ
電子化、
もうお済みですか?**

政府は「約束手形・小切手の利用廃止」の方針を示しています。これをもとに、産業界・金融界が
連携して2026年までの手形・小切手の利用廃止
に向けた取組みを行っています。早期に電子的
決済サービス^(※)への移行をご検討ください。

※ 電子記録債権(でんさい債)とインターネットバンキングによる振込

電子化の3つのメリット

1	2	3
コスト削減 印刷料や 取引先への送料等が 不要	事務負担軽減 どこでも利用でき、 煩雑な事務負担 を軽減	リスク低減 盗難・紛失 の心配がなく、 災害にも強い

金融庁 中小企業庁 日本商工会議所
JBA 一般社団法人 全国銀行協会 SHINKIN 信用金庫 信用組合

(15秒) <https://www.youtube.com/watch?v=iHGicFR8sAs>

まとめ

- 国も「手形・小切手の利用廃止」の方針を決定。国（政府）・産業界・金融界が一体となって手形・小切手の電子化の取組みを推進。
- 手形・小切手の電子化は、業務効率化・生産性向上、コスト削減の効果あり。利用者の多くは紙の手形・小切手の利用をやめたい意向。
- 中には、「取引先が電子化に対応困難」「長年の慣習・事務を変えることへの不安感・抵抗感」の声もあるが、電子化した事業者は総じて「手形・小切手をやめて良かった」という反応。
- 一部の金融機関においては、手形帳・小切手帳の発行終了の予定や、手形・小切手の振出期限の設定などを公表。
- 2025年3月には、全銀協において「2027年度初から電子交換所における手形・小切手の交換の廃止」を決定。金融機関の手形・小切手の利用廃止に向けた更なる取組みが想定される。
- 是非、早期の電子化を取引金融機関にご相談いただきたい。

1	自主行動計画および抜本的な取組み等について
2	金融界の対応等について
3	その他、電子化・効率化に向けた取組み

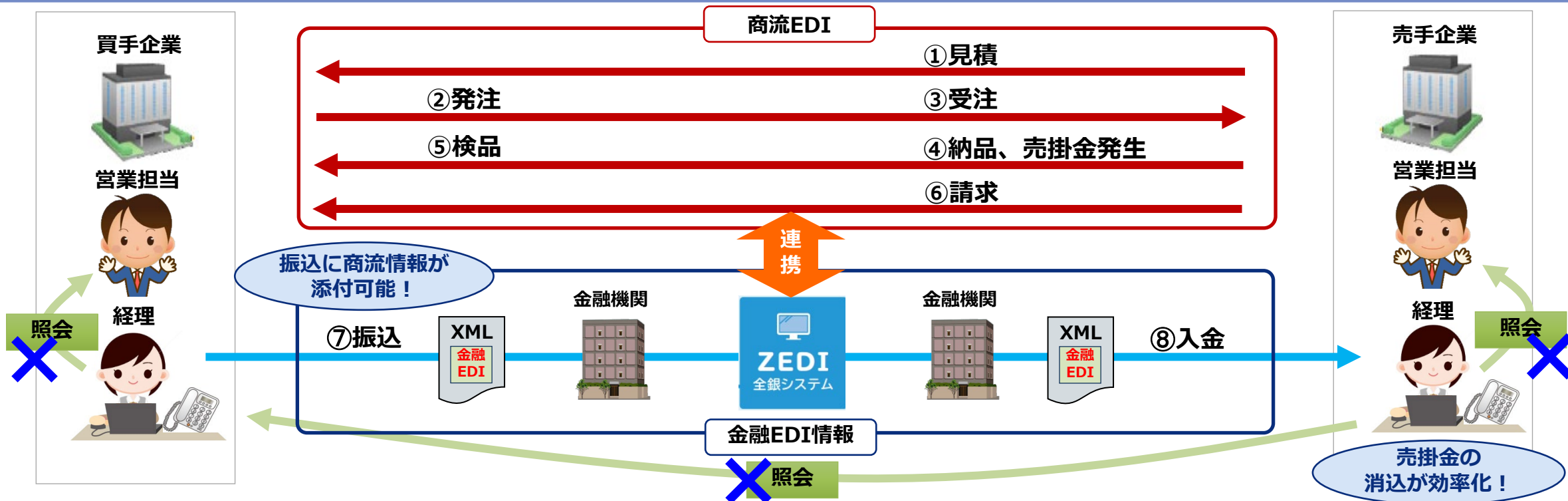
全銀EDIシステム（愛称：ZEDI / ゼディ）

- 全銀EDIシステム（愛称：ZEDI／ゼディ）は、全国銀行資金決済ネットワーク（全銀ネット）が提供するデータ連携システム。国際標準であるXML形式の電文の取扱いが可能で、**企業間の総合振込の電文に添付できる情報が格段にUP。**
（※ XMLとは、eXtensible Markup Languageの略称。膨大な情報を搭載する技術。）
- これにより、**振込電文と併せて受発注情報・請求書情報等の商流情報を相手先の企業に連携することが可能に。**



金融EDIで経理業務を電子化・効率化

- 振込に必要なデータのみならず、**企業間の請求データを添付し、ZEDIを介して相手先に連携することで、売掛金の入金消込業務が格段に効率化**。例えば、ひと月分の売上がまとめて振り込まれた場合でも、明細が一目瞭然であり、入金消込業務の自動化が可能。
- 入金消込業務の自動化により、バックオフィス業務全体の効率化に繋がり、**人手不足の解消と生産性向上を実現可能**。
- 商流EDIも利用することで上流から下流まで一貫した電子化・効率化が実現可能**



ZEDI利用開始に必要な検討事項・事務手続き

■以下を導入することで、請求・決済データ連携を実施することが可能に。

① 取引金融機関のEB（エレクトロニックバンキング（※））の導入

※IB：インターネットバンキング、FB：ファームバンキング

② ZEDIに対応したXML形式の振込電文の作成やZEDIで送信されたXML形式の振込入金通知／入出金取引明細の読み込みを行う会計ソフトの導入

※全銀ネットがデジタルインボイス標準仕様を元に制定した業界横断的な金融EDI情報標準の「DI-ZEDI」に対応している会計ソフトの導入がオススメ。

【STEP 1】導入検討・社内決定

- 業務コストの確認（現状確認）
経理業務に費やしている業務時間や人件費、請求書および領収証発行費や郵送費、印紙代の費用 等
- 導入費用の確認
ZEDI利用に必要なEB（IB/FB）料金、会計ソフト・通信ソフトの対応状況またはサポートツールの有無

【STEP 2】取引先とのご相談

- 必要に応じて、取引先企業とZEDIの利用に向けて打合せを行います。
- 双方が保有する請求データ等と突合するためのキー情報として必要な情報を決めます。
- 業界横断的なキー情報である「DI-ZEDI」を利用することが考えられます。

【STEP 3】導入準備・会計ソフトとの連携確認

- 取引金融機関のEB（IB/FB）を導入してください。
- ZEDIに対応したXML形式の振込電文の作成や、ZEDIで送信されたXML形式の振込入金通知／入出金取引明細の読み込みなど、会計ソフトと連携する方法を確認してください。
- デジタルインボイス標準仕様を元に制定した業界横断的な金融EDI情報標準の「DI-ZEDI」に対応している会計ソフトの導入がオススメです。
（ZEDI対応製品・サービスのご紹介）<https://www.zengin-net.jp/zedi/start/total/>

【STEP 4】取引先へご連絡

- 支払企業
ZEDIに対応した振込で支払を開始することを連絡します。
- 受取企業
ZEDIに対応した振込を希望することを連絡します。

ZEDI対応会計ソフト操作体験動画

- ZEDI対応会計ソフトの操作体験動画においては、請求書の発行・受領から入金消込までの操作を簡単な4つのステップで紹介。
- 動画は、全銀ネットの公式YouTubeチャンネルで視聴可能。(URL) <https://www.youtube.com/watch?v=AAvxMI75ghg>

【STEP 1】請求書の発行・送信

(受注企業側)

- 請求書のフォーマットに必要事項を記載
- 発行後、発注企業へ電子請求書を送信

Step1 請求書の発行・送信

Step2

Step3

Step4

受注企業

請求書作成画面

請求書 取引一覧 仕訳一覧 バイヤー 入金消込 コメント

請求書を作成する 連絡請求書

バイヤー 必須

株式会社□□□□(□□:□□□□□□□□□□)

メールアドレス 必須

メールアドレスを入力してください

担当者名 任意

担当者名を入力してください

請求先名 任意

請求先名を入力してください (法人名と違う場合)

請求先コード 任意

請求先コードを入力

電話番号 任意

電話番号を入力してください

決定する

ガイドに合わせて必要箇所を記載していきます。

【STEP 2】請求書の受領

(発注企業側)

- 受注企業から送信された電子請求書をZEDI対応会計ソフトで直接受取
- 取り込み作業なしで自動的に反映、電子請求書の受領完了

Step1 発注企業

Step2 請求書の受領

Step3 7/24

Step4 9/24

受領インボイス

Peppol-XML 振込一覧 仕訳一覧 経費科目 サプライヤー コメント

受領インボイス一覧 発行日 ▼ すべての年月 ▼

インボイスを登録する 経費検算を登録する

検索項目を表示

サプライヤー

発行/対上日	請求番号	金額	登録/更新
NEW 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	2024/11/19 2024/11/19	241100034	550,000円 11/19 12:52

Peppol 表示 再計上

取り込み作業なしで自動的に反映され、請求書の受領が完了となります。

ZEDI対応会計ソフト操作体験動画

【STEP 3】振込

(発注企業側)

- ZEDI対応会計ソフトで作成された請求データが添付された振込明細のXMLファイルをダウンロード
- 取引金融機関のEB上へアップロードし、振込手続き完了

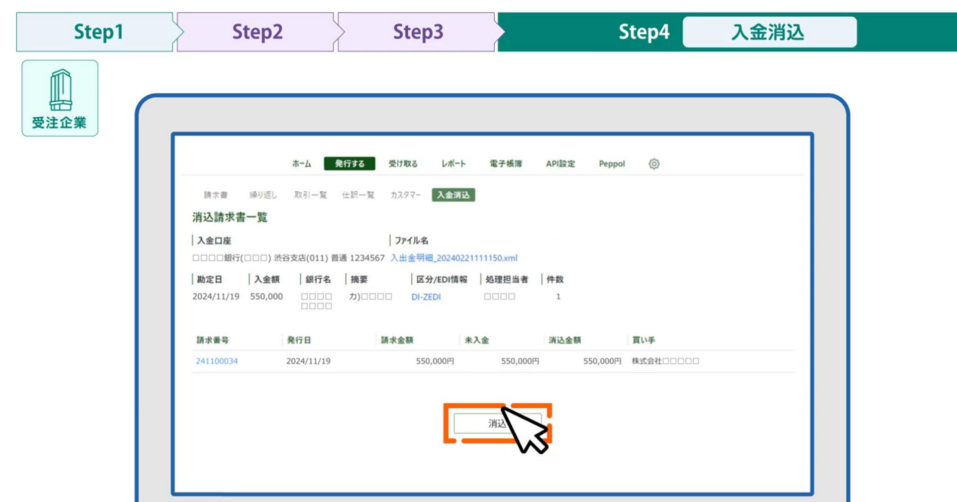


XMLファイルが作成されダウンロードできます。

【STEP 4】入金消込

(受注企業側)

- 取引金融機関のEB上で、発注企業から振り込まれた入金ファイルデータをダウンロード
- 入金ファイルデータをZEDI対応会計ソフトにアップロードし、入金消込ボタンをクリック



「消込」と記載されているボタンをクリックしたら入金消込が完了です。

税・公金の電子納付の推進

- 全銀協は、企業や個人が金融機関窓口等で納めている税金や公金の電子納付を推進しています。
- 電子納付に切り替えることで、企業の負担軽減・業務効率化が見込めます。

■このようなお悩みはありませんか？

- 税金や公金の支払いのために金融機関へ行くことが手間。しかも、いつも混んでいる。
- 税務手続のためにリモートワークが進まない。

■税金や公金は、窓口納付以外にも、電子納付が可能です。
電子納付に切り替えることで、負担軽減・業務効率化が見込めます。

【主な税・公金の種類】

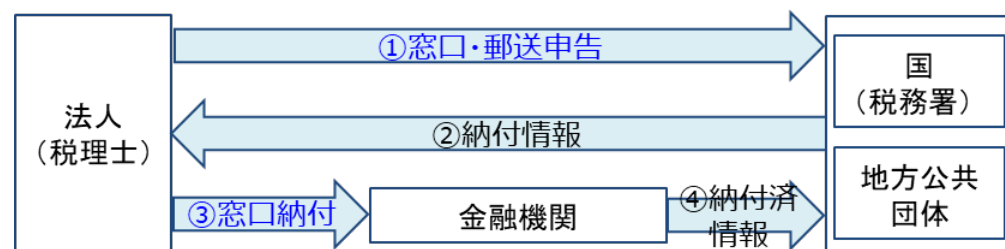
国税	所得税、法人税、消費税、印紙税
地方税	法人住民税、法人事業税、個人住民税(特別徴収分)
公金	労働保険料、厚生年金保険料、介護保険料

【窓口納付と電子納付の種類】

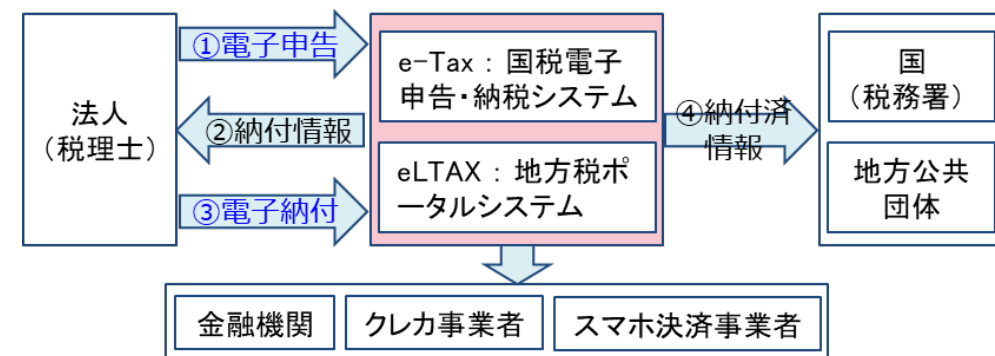
窓口納付 (書面・対面・現金)	電子納付 (デジタル・非対面・キャッシュレス)
- 金融機関窓口納付 - 行政機関窓口納付 - コンビニ店頭納付	- 口座振替 - ダイレクト納付 - Pay-easy (ペイジー) - クレジットカード納付 - スマホアプリ納付

【税務手続の電子化イメージ】

電子化前



電子化後



※「①電子申告」については、大法人（資本金額1億円超）等の法人税等で2020年4月から義務化されている。

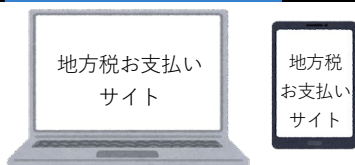
税・公金の電子納付の推進

■特に、毎月の源泉所得税や個人住民税（特別徴収分）等、納付機会の多い税金はe-TaxやeLTAXの「ダイレクト納付」がおすすめです。

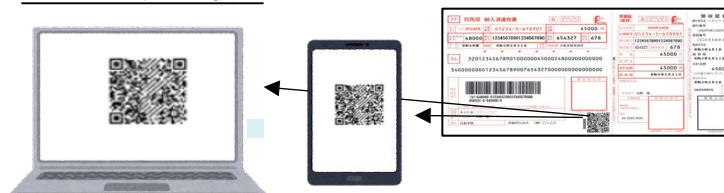
税・公金の種類（主なもの）		納付頻度	おすすめの電子納付方法	メリット
国税	源泉所得税	毎月	e-Tax（ダイレクト納付）	- 金融機関等の窓口に出向く必要なし - インターネットバンキング契約不要／手数料不要 - 日付を指定して納付することが可能（即時も可） - 地方税の個人住民税（特別徴収分）は、全地方団体への一括納付（まとめ納付）が可能
	法人税、消費税	決算申告月		
地方税	個人住民税（特別徴収分）	毎月	eLTAX（ダイレクト納付）	
	法人住民税、法人事業税、事業所税	決算申告月		
	固定資産税、都市計画税、（軽）自動車税	毎年 4～6月	eLTAX（「地方税お支払いサイト」での納付）	- 金融機関等の窓口に出向く必要なし - 事前のeLTAX利用登録なしでも納付可
	不動産取得税	不動産取得時		
公金	労働保険料、厚生年金保険料	毎月	口座振替	- 金融機関等の窓口に出向く必要なし - インターネットバンキング契約不要／手数料不要 - 納付忘れ・遅れがなくなり、延滞金の心配なし

■固定資産税や（軽）自動車税は、2023年4月からQRコード付納付書が発行されており、それを読み取ることで簡単に納められるようになりました。

①スマートフォン、パソコン等で
「[地方税お支払いサイト](#)」にアクセス



②カメラまたはQRコードリーダーで納付書のQRコードを読み取る



③支払方法を選択して納付する

- ・クレジットカード
 - ・インターネットバンキング
 - ・Pay-easy（ペイジー）
 - ・口座振替（ダイレクト方式）※
- ※事前のeLTAX利用登録が必要。

ご清聴いただきありがとうございました